

# 子どもを性暴力被害から守るために

## 「生命(いのち)の安全教育」

誰もが性暴力の加害者・被害者・傍観者にならないようにするため、性暴力被害の実態や性被害を防ぐためにするべきこと、性被害に遭ったときの対応等について考えてみましょう。

### 1. 性暴力の被害に遭う現状

内閣府が若年層(16〜24歳)を対象に行った性暴力被害調査(令和4年3月)から、

① 4人に1人以上が何らかの性暴力被害に遭っている。

② インターネットやSNS・スマートフォンなどの情報ツールを用いた性暴力被害者の約半数が高校生である。

③ 加害者の多くは身近な人(教職員、先輩、同級生、クラブ活動の指導者など)である。

という実態が明らかになりました。特に、大人が性的な目的で子どもに近づき、親くなる「グルーミング」による被害が増えています。

### 2. 性暴力被害を受けないために、日頃から子どもに伝えておくこと

① 「自分の体と心は、大切な自分自身のものです」と繰り返し伝える。

② 水着で隠れる部分(プライバシーゾーン)は、見せない、

触らせない。

③ イヤな触られ方をされそうなときは、「イヤだ」「やめて」と言っている。

④ イヤなことをされたら、すぐに大人に相談する。

⑤ 自分は大切に扱われるべきで、相手も自分のように大切に扱われるべき存在である。

⑥ 知らない人とSNSやメール、写真のやりとりをしてはいけない。

⑦ 個人を特定される情報を書き込まない。

⑧ 裸や下着姿の写真の撮らないう、撮らせない。

### 3. 子どもが性被害に遭った時の対応

子どもが性暴力被害に遭ったという事実を知ったとき、子どもの話を聞くポイントは4つあります。

① プライバシーが守られ、子どもが安心できる場所と時間をつくる。

② 子どもが話したことを否定したり、責めたりしない。話しながらないときは、根掘り葉掘り聞かない。また、誘導的な質問はしない。

③ 感情的にならないよう気を付ける。

④ 「あなたは悪くない。話してくれてありがとう」と伝える。子どもの気持ちに寄り添った大人のサポートが大切です。

### 4. 性犯罪が厳罰化されました

令和5年7月13日に改正刑法が施行され、「不同意性交等罪」「不同意わいせつ罪」に改正されるとともに、「面会要求等罪」が新設されました。また、同日に「性的姿態撮影等処罰法」も施行されています。

### 5. おわりに

「生命(いのち)の安全教育」は、子どもを性被害・性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないための教育です。2023年度から文部科学省主導のもと、「生命(いのち)の安全教育」が全国の小中高校で推進されており、徳島県では2021年度から実践研究に取り組み、2023年度からすべての学校で推進されています。

## 市民文芸 花みずき歌壇 (430) 山崎泰子・選

最期まで頼うつくしき母なりき写真の横にマスクト置く

中田町 湯浅 百世

傘を打つ雨のリズムを聴いている自然の奏者は只者じやない

前原町 福元 英夫

われの影させば水面に寄り来たる緋色の目高と暫し遊べり

松島町 六田 靖子

完熟の西瓜を割けばつくづくとまったけき寂 夏まつ盛り

小松島町 萬宮千鶴子

兵児帯にサンダル履いた夏祭り花火の音にぎゅつと父の手

日開野町 森 理子

山あいの空気を運ぶバス一台崩れし麩屋蟬の抜けがら

松島町 萬野 行子

噴水も雨も厭わず孫跳ねる虹よかかれよ彼女の未来

横須町 天王谷 一

竿先に動きを感じ釣り上げる黒き顔したはじめてのチヌ

小松島町 綴木 茂治

ろうそくの燈火ひかる「戴帽式」愛子うれしや夢も輝く

田浦町 岩田 泰一

両脚をしっかりと踏みしめ過ごす日々われには未だする事がある

中田町 松並 敦子